

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年5月9日（令和5年（行情）諮問第366号）、同年6月15日（同第505号）、同月26日（同第541号）、同年8月3日（同第681号）、同月25日（同第721号）及び同年12月25日（同第1182号）

答申日：令和7年6月27日（令和7年度（行情）答申第149号ないし同第154号）

事件名：核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件
特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書6」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書15」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月31日付け情報公開第02411号（以下「原処分3」という。）、同年2月10日付け同第02489号（以下「原処分6」という。）、同年3月14日付け同第02851号（以下「原処分1」という。）、同年4月12日付け同第00064号（以下「原処分2」という。）、同年6月16日付け同第00631号（以下「原処分4」という。）及び同年7月19日付け同第00831（以下「原処分5」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求書1（原処分1に係るもの。令和5年（行情）諮問第366号）

（ア）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書6」といった表記では、不開示箇所が当該文書の何ページ目であるのか分からない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（ウ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 審査請求書 2（原処分 2 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 5 0 5 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

ウ 審査請求書 3（原処分 3 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 5 4 1 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

エ 審査請求書 4（原処分 4 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 6 8 1 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）上記ア（イ）と同旨。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

オ 審査請求書 5（原処分 5 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 7 2 1 号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載された理由番号 2 及び 3 のように、不開示とした部分が「文書 4」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

理由番号 4 で特定したように、頁と行数を特定すべきである。

（ウ）上記ア（ウ）と同旨。

カ 審査請求書 6（原処分 6 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 1 1 8 2 号）

（ア）電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても確認を求めるものである。

（イ）上記ア（ア）と同旨。

（ウ）上記ア（イ）と同旨。

（エ）上記ア（ウ）と同旨。

（2）意見書（原処分 1 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 3 6 6 号）

意見書の提出期限の延長を求める。

審査請求人に事前に諮ることなく、一度に計7件という多くの案件の意見書の提出期限を2週間という短期間で指定することは、審査請求人の抗弁の機会を奪うことに他ならない。審査請求人の意向を確認して、改めて意見書の提出期限を設けるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和5年（行情）諮問第366号）

（1）経緯

処分庁は、令和4年4月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、13件の文書を特定し、3件を開示、10件を部分開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月19日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の文書3ないし文書15の13文書である。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分1で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

イ 不開示処分の対象部分の特定について

審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書6」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査

請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和5年（行情）諮問第505号）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年6月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、12件の文書を特定し、開示等の決定を行った（原処分2）。

これに対して審査請求人は、令和5年4月25日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の文書3、文書4及び文書6ないし文書15の12文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1（3）と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3（令和5年（行情）諮問第541号）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年2月1日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条による延長を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し、開示とする決定を行った（令和4年4月4日付け情報公開第00035号）。更に、最終の決定として14件の文書を特定し、4件を開示、10件を部分開示とする決定を行った（原処分3）。

これに対して審査請求人は、令和5年2月4日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の最終の決定に係る文書2ないし文書15の14文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分3」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4(令和5年(行情)諮問第681号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年8月25日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、11件の文書を特定し、1件を開示、10件を部分開示とする決定を行った(原処分4)。

これに対して審査請求人は、令和5年7月1日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に記載の文書4及び文書6ないし文書15の11文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分4」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5(令和5年(行情)諮問第721号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年11月1日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5の開示請求に対し、最終の決定として11件の文書を特定し、1件を開示、10件を部分開示とする決定を行った(原処分5)。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月22日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の 3 に記載の最終の決定に係る文書 4 及び文書 6 ないし文書 15 の 11 文書である。

(3) 審査請求人の主張について

上記 1 (3) と同旨。ただし、「原処分 1」とあるのを「原処分 5」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 5 を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分 6 (令和 5 年 (行情) 諮問第 1182 号)

(1) 経緯

処分庁は、令和 5 年 1 月 11 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 6 の開示請求に対し、11 件の文書を特定し、1 件を開示、10 件を部分開示とする決定を行った (原処分 6)。

これに対して審査請求人は、令和 5 年 2 月 23 日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 電磁的記録についても特定を求める。

イ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

ウ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

エ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の 3 に記載の文書 4 及び文書 6 ないし文書 15 の 11 文書である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「電磁的記録が存在すれば、それについても確認を求める。」旨主張する。しかしながら、諮問庁は本件対象文書について本件審査請求を受けて改めて確認したが、電磁的記録の存在を確認することはできなかった (原文ママ)。

イないしエ 上記 1 (3) アないしウと同旨。ただし、「原処分 1」とあるのを「原処分 6」と読み替える。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 6 を維持することが妥当であると判断する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和5年5月9日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第366号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月29日 | 審議（同上） |
| ④ 同年6月5日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑤ 同年6月15日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第505号） |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑦ 同月26日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第541号） |
| ⑧ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑨ 同年7月4日 | 審議（令和5年（行情）諮問第505号） |
| ⑩ 同月12日 | 審議（令和5年（行情）諮問第541号） |
| ⑪ 同年8月3日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第681号） |
| ⑫ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑬ 同月25日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第721号） |
| ⑭ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑮ 同月31日 | 審議（令和5年（行情）諮問第681号） |
| ⑯ 同年9月8日 | 審議（令和5年（行情）諮問第721号） |
| ⑰ 同年12月25日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1182号） |
| ⑱ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑲ 令和6年1月19日 | 審議（同上） |
| ⑳ 令和7年6月4日 | 委員の交代に伴う所要の手段の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第366号、同第505号、同第541号、同第681号、同第721号及び同第1182号） |
| ㉑ 同月23日 | 令和5年（行情）諮問第366号、同第505号、同第541号、同第681号、同第721号及び同第1182号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該

当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書には、「「核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明」（2022年1月21日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書」と記載されていることから、2022年1月21日に発表された核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（以下「本件声明」という。）に係る我が国の対応振りに関して作成又は取得された文書の開示を求めているものと解した。これと当該開示請求文言の「情報公開第00035号（2021-00813）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00813）の後に綴られた文書の全て」との記載から、本件請求文書3（開示請求番号2021-00813）に係る先行開示決定で開示された別紙の2に掲げる文書（以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）を除く残りの文書、及び本件請求文書3の開示請求受付日の翌日である令和4年2月2日から本件請求文書1の開示請求受付日である同年4月12日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分3で特定された文書2ないし文書15を特定し、文書2につき先行開示決定（令和4年6月13日付け情報公開第00662号）を行い、文書3ないし文書15につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件請求文書2に係る開示請求書には、「「核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明」（2022年1月21日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第00662号（2022-00042）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00042）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書1（開示請求番号2022-00042）に係る先行開示決定で開示された文書2を除く残りの文書、及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和4年4月13日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年6月20日までにつづられた文書の開示を求めている

るものと解し、原処分１で特定された文書３ないし文書１５を特定し、文書５につき先行開示決定（令和４年８月１９日付け情報公開第０１２９８号）を行い、文書３、文書４及び文書６ないし文書１５につき原処分２を行った。

ウ 本件請求文書３に係る文書の特定について

本件請求文書３に係る開示請求書には、「「核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）に関する日米共同声明」（２０２２年１月２１日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件声明に係る我が国の対応振りに関して作成又は取得された文書の開示を求めているものと解し、文書１ないし文書１５を特定し、文書１につき先行開示決定（令和４年４月４日付け情報公開第０００３５号）を行い、文書２ないし文書１５につき原処分３を行った。

エ 本件請求文書４に係る文書の特定について

本件請求文書４に係る開示請求書には、「「核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）に関する日米共同声明」（２０２２年１月２１日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第０１２９８号（２０２２－００２１４）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００２１４）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書２（開示請求番号２０２２－００２１４）に係る先行開示決定で開示された文書５を除く残りの文書、及び本件請求文書２の開示請求受付日の翌日である令和４年６月２１日から本件請求文書４の開示請求受付日である同年８月２５日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分２で特定された文書３、文書４及び文書６ないし文書１５を特定し、文書３につき先行開示決定（令和４年１０月２４日付け情報公開第０１７６０号）を行い、文書４及び文書６ないし文書１５につき原処分４を行った。

オ 本件請求文書５に係る文書の特定について

- （ア）本件請求文書５に係る開示請求書には、「「核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）に関する日米共同声明」（２０２２年１月２１日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第０１７６０号（２０２２－００３３１）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００３３１）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書４（開示請求番号２０２２－００３３１）に係る先行開示決定で開示された文書３を除く残りの文書、及び本件請求文書４の開示請求受付日の翌日である令和４年８月２６日から本件請求文書５の開示請

求受付日である同年11月1日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分4で特定された文書4、文書5及び文書6ないし文書15を特定し、文書5につき先行開示決定（令和5年1月4日付け情報公開第02232号）を行い、文書4及び文書6ないし文書15につき原処分5を行った。

（イ）審査会への諮問後に改めて確認したところ、本件請求文書5に係る先行開示決定で開示した文書5は、本件請求文書5に該当しないことが判明した。

カ 本件請求文書6に係る文書の特定について

本件請求文書6に係る開示請求書には、「「核兵器不拡散条約（NPT）」に関する日米共同声明」（2022年1月21日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02232号（2022-00445）で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00445）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書5（開示請求番号2022-00445）に係る先行開示決定で開示された文書5を除く残りの文書、及び本件請求文書5の開示請求受付日の翌日である令和4年11月2日から本件請求文書6の開示請求受付日である令和5年1月11日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書4及び文書6ないし文書15を特定し、これにつき原処分6を行った。

キ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）以下、検討する。

ア 上記（1）オ（イ）の諮問庁の説明を踏まえると、本件請求文書5の開示請求に対し、本来は、文書4及び文書6ないし文書15を特定し、開示決定等すべきであったと認められる。しかしながら、本件請求文書5に係る先行開示決定において文書5を特定し、その全部を開示する決定を行っていること及び裁決における不利益変更を禁止した行政不服審査法48条の趣旨を踏まえると、あえて文書5を特定しないこととするには及ばない。

イ 諮問庁は、上記（1）キのとおり、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨説明する。

しかしながら、本件請求文書3の「「核兵器不拡散条約（NPT）」に関する日米共同声明（2022年1月21日）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書のみならず、本件声明発出に関して行った

日米間の調整について記載されている文書についても、本件請求文書3に該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別紙の4に掲げる文書を本件声明発出に関して行った日米間の調整について記載されている文書として保有しているとの説明があった。

ウ したがって、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書3に該当する文書として、少なくとも別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあると判断したため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、文書6ないし文書15は、いずれも外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であることが認められる。上記アの諮問庁の説明を踏まえると、発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等については、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件声明発出に係る米国との調整過程に関する情報が記載されている。当該情報については、対外公表しないことを前提として米国と調整していることから、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、仮に同種の調整が将来行われる場合には、調整過程を公にすることにより、交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、その記載内容は、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分が公になれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする諮

問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、本件声明発出に係る調整過程が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

当該部分には、本件声明に関して、国際機関関係者と日本政府関係者の間でやり取りしたメッセージが記載されていることが認められる。当該やり取りの内容を公にすることを事前に当該関係者に説明しておらず、当該部分が公になれば、当該機関との信頼関係が損なわれ、今後、当該機関からの協力を得ることが困難となるなど、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件声明発出に係る我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分を公にすると、本件声明発出に係る我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる部分について

当該部分には、米国政府職員の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

外国政府職員の氏名の公表慣行については、局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載の米国政府職員は、局長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。

イ 上記アの諮問序の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び肩書については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和5年(行情)諮問第366号)

「核兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声明」(2022年1月21日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第00035号(2021-00813)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2021-00813)の後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2 (令和5年(行情)諮問第505号)

「核兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声明」(2022年1月21日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第00662号(2022-00042)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00042)の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3 (令和5年(行情)諮問第541号)

「核兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声明」(2022年1月21日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(4) 本件請求文書4 (令和5年(行情)諮問第681号)

「核兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声明」(2022年1月21日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第01298号(2022-00214)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00214)の後に綴られた文書の全て。

(5) 本件請求文書5 (令和5年(行情)諮問第721号)

「核兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声明」(2022年1月21日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第01760号(2022-00331)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00331)の後に綴られた文書の全て。

(6) 本件請求文書6 (令和5年(行情)諮問第1182号)

「核兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声明」(2022年1月21日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02232号(2022-00445)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00445)の後に綴られた文書の全て(ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く)。

2 先行開示文書

文書1 核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（令和4年1月21日）（1枚のもの）

3 本件対象文書

文書2 【対外発信・応答要領】核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明の発出（令和4年1月21日）

文書3 <核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明の発出>

文書4 核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（2022年1月21日）（2枚のもの）

文書5 J a p a n - U . S . J o i n t S t a t e m e n t o n
t h e T r e a t y o n t h e N o n - P r o l i f e
r a t i o n o f N u c l e a r W e a p o n s (N P T)
J a n u a r y 2 1 , 2 0 2 2

文書6 核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（日米連名によるCD加盟国等への広報）（回訓）（第5201号）

文書7 核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（グロッシーIAEA事務局長とのやり取り）（本使電）（第118号）

文書8 NPTに関する日米共同声明（中国外交部の反応）：中国外交部定例記者会見（1月21日）（第645号）

文書9 核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（日米連名によるCD加盟国等への広報）（請訓）（第65号）

文書10 軍縮会議（会期冒頭の一般討論ステートメント案）（請訓）（第47号）

文書11 第10回NPT運用検討会議に向けた日米間の文書発出に向けた調整（米側回答）（第213号）

文書12 第10回NPT運用検討会議に向けた日米間の文書発出に向けた調整（第2963号）

文書13 第10回NPT運用検討会議：寺田稔内閣総理大臣補佐官とカントリーマン米国務省NPT運用検討会議シニアアドバイザーとの意見交換（記録）（第120345号）

文書14 第10回NPT運用検討会議に向けた日米間の文書発出に向けた調整（第114792号）

文書15 海部軍科部長とカン米国務次官補代行との電話協議（記録）（第114601号）

4 追加して開示決定等すべき文書

公電（2633号）

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及びその理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 6 ないし文書 1 5（発信時刻及びパターン・コード）	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
2	文書 1 1、文書 1 3、文書 1 5	公にしないことを前提とした関係国等との協議に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号
3	文書 7	公にしないことを前提とした関係国等との協議に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号
4	文書 9、文書 1 0、文書 1 2、文書 1 4	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議に関する記述であって、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると同時に、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
5	文書 1 3（2 枚目 3 行目）	個人に関する情報であって、特	法 5 条

		定の個人を識別することができ るものであるため、公表慣行が あるものを除き、不開示とし た。	1 号
--	--	---	-----

※当審査会にて整理した。